

II. 平成21年度農林水産主要施策別予算の概要

国内における食料供給力の強化～食料自給率向上に向けた取組を総合的に支援～

水田等有効活用自給力強化向上総合対策 総額 2,889億円

水田等有効活用自給力強化向上対策 2,190億円

水田等有効活用促進対策 494億円

- 食料自給力・自給率向上に資する作物の生産拡大を後押し！
- 生産調整の拡大に円滑に対応！
- 米粉・飼料用米等による水稻での生産調整の対応が可能！
- 転作の拡大など、新たに自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）を作付拡大した場合、新規に助成金を交付

【水田等有効活用促進交付金 40,419百万円】

【生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1,146百万円】

【水田等有効活用促進指導費交付金 784百万円】

- ・ 転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成
(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)
大豆、麦、飼料作物 : 3.5万円／10a
(大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)
<単収3俵以上の場合は3千円／俵を加算>
米粉・飼料用米等 : 5.5万円／10a
(うち0.5万円／10aはコスト削減等の取組に対する加算)
(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は 1.5万円／10a(助成期間：3年、1年))
- ・ (水田・畑作経営所得安定対策の対象者)
上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定
(参考) 経営所得安定対策助成水準
固定払 大豆 : 2.0万円／10a、小麦 : 2.7万円／10a (助成平均水準)
成績払 大豆 : 3,168円／60kg (1等)、小麦 : 2,110円／60kg (1等Aランク)

○ 生産拡大に伴う乾燥調製施設の整備等に対して支援

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 3,000百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業） 4,030百万円】

産地確立交付金 1,466億円_{〔所要額〕}

- 既存産地の取組への支援を継続するとともに、自給力・自給率向上の効果が高まるよう見直し！

- 産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう改善

- ・ 調整水田等不作付地を助成対象から除外する等、自給力・自給率向上の観点から使途を重点化
- ・ 他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

耕作放棄地等再生利用緊急対策 230億円

- 耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援！

○ 耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 20,650百万円】

- ① 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動）
 - ・ 障害物除去、深耕、整地等
荒廃の程度に応じ3又は5万円／10a（取組初年度のみ）
 - ・ 土壤改良
2.5万円／10a（最大2年間）
 - ・ 営農定着（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）
2.5万円／10a（1年間）
- ② 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等）

○ 農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

【農地有効利用支援補完整備事業 2,350百万円】

その他関連対策 699億円

◇飼料自給率向上対策 144億円

水田の簡易な基盤の整備、飼料生産のための機械・施設の整備、飼料作付面積に応じた支援、エコフィードの生産拡大に向けた支援等を実施

【国産粗飼料増産対策事業 2,346百万円】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 〔所要額〕6,446百万円】

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 250百万円】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404百万円】

◇国産野菜・果実等の利用拡大対策 56億円

多様なニーズに応える安定的なサプライチェーンの構築や、食品製造事業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援

【国産原材料供給力強化対策 5,564百万円】

◇米粉利用拡大を図る技術開発、多収性稻種子の安定供給 1億円

米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を行うとともに、米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稻種子の安定供給を図る取組を支援

【低成本で質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発】

〔米粉利用を加速化する基盤技術の開発〕 67百万円

【多収性稻種子の安定供給支援事業 58百万円】

◇食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信 45億円

国産食料品等の購入へポイントを付与するモデル的な取組や、フードバンク活動の実態把握等を通じ、戦略的な情報発信を実施

【食料自給率戦略広報推進事業 1,700百万円】

【国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 80百万円】

【食品産業表示推進事業 16百万円】

【食品廃棄物発生抑制推進事業 48百万円】

【フードバンク活動実態調査事業 27百万円】

【にっぽん食育推進事業 2,602百万円】

◇面的集積・水田汎用化関連基盤整備 453億円

担い手への面的集積を図るために基盤整備や、戦略作物の作付けを可能とする水田の汎用化を推進

【経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ 2,000百万円】

【経営体育成基盤整備事業（農地集積加速化型） 19,111百万円】

【国営農地再編整備事業 12,918百万円】

【地域水田農業支援排水対策特別事業 2,010百万円】

【畜産担い手育成総合整備事業 9,271百万円】

I 國際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

1. 国内における食料供給力の強化

(1) 水田等の有効活用による食料供給力向上対策

【水田等有効活用自給力強化向上対策

218, 984(147, 669) 百万円】

【経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ
(公共) 2, 000(0) 百万円】

— 対策のポイント —

- 水田等を有効活用し、大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援します。
- 基盤整備を契機とした効率的な経営体への農地利用集積の推進を通じて農地の有効活用を図るため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

(食料自給率について)

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

— 政策目標 —

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

<内容>

1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

別紙

新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

【水田等有効活用促進交付金 40, 419(0) 百万円

(水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む)】

【生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1, 146(0) 百万円】

【水田等有効活用促進指導費交付金 784(0) 百万円】

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 3, 000(0) 百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）

4, 030(0) 百万円】

2. 地域の特色ある水田農業の展開

別紙

現行の産地づくり交付金について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、自給率向上に向けた効果が一層高まるように所要の見直しを行います。

【産地確立交付金　〔所要額〕 146,605（147,669）百万円】

3. 耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援 I 1(5)において詳述

貸借により耕作放棄地を再生・利用する取組（障害物除去・深耕・整地等、土壌改良、営農定着）やこれに付帯する用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

【耕作放棄地等再生利用緊急対策 23,000（0）百万円】

4. 農地の有効活用を図る基盤整備の実施

農業生産基盤の整備と、麦・大豆等の効率的生産が可能な大規模経営体への農地利用集積を促進するための関連支援策を一体的に実施することにより、水田等の有効活用を通じた食料供給力の確保を図ります。

〔 経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ（公共）
2,000（0）百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体 〕

〔 担当課：生産局農業生産支援課 （03-3597-0191（直））
　　経営局経営政策課 （03-6744-2147（直））
　　農村振興局整備部農村整備官 （03-6744-2209（直））
　　水資源課 （03-6744-1363（直））
　　農地資源課 （03-6744-2208（直）） 〕

水田等の有効活用による生産拡大支援と特色ある水田農業の展開

【195, 984(147, 669) 百万円】

対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

<内容>

1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

(1) 水田・畑への大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の作付支援

新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

- ・転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成
(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)

大豆、麦、飼料作物→3. 5万円/10a

(大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)

〈单収3俵以上の場合3千円/俵を加算〉

米粉・飼料用米等 →5. 5万円/10a

(うち0. 5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)

(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は1. 5万円/10a (助成期間3年、1年))

- ・(水田・畑作経営所得安定対策の対象者)

上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

(参考) 経営所得安定対策助成水準

固定払 大豆：2. 0万円/10a、小麦：2. 7万円/10a (助成平均水準)

成績払 大豆：3,168円/60kg (1等)、小麦：2,110円/60kg (1等Aランク)

水田等有効活用促進交付金 40, 419 (0) 百万円

(水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む)

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1, 146 (0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：国

水田等有効活用促進指導費交付金 784 (0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

(2) 戰略作物の生産性向上への支援

食料自給力・自給率向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要となる乾燥調製施設の整備等を支援します。

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分	3, 000 (0) 百万円	補助率：定額
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）	4, 030 (0) 百万円	補助率：定額
		事業実施主体：民間団体等
		事業実施主体：農業者団体等

2. 地域の特色ある水田農業の展開

地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する現行の産地づくり対策について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、食料自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう、調整水田等不作付地を助成対象から除外等使途の重点化、著しく高い助成単価の是正など所要の見直しを行います。

産地確立交付金	〔所要額〕 146, 605 (147, 669) 百万円	補助率：定額
事業実施主体	都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会	

担当課：生産局農業生産支援課	(03-3597-0191 (直))
経営局経営政策課	(03-6744-2147 (直))
農村振興局整備部農村整備官	(03-6744-2209 (直))

(2) 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備

【新規需要米生産・流通システム確立対策 44,610(54) 百万円】

対策のポイント

新規需要米（米粉・飼料用米等）について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、新規需要米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

（新規需要米）

国内の主食用米の需要が年々減少している中、我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、米粉用や飼料用など新たな利用に対応した米（新規需要米）の生産を本格化させ、我が国の食料供給力を強化する必要があります。

政策目標

水田をフル活用し、新規需要米（米粉・飼料用米等）の生産規模を拡大

<内容>

1. 米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立

生産・流通・加工・販売の各関係者の連携による確実な流通・消費を前提に、生産機械や加工・集出荷施設等の必要な機械・施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）
4,030(0) 百万円
補助率：定額（1／2）
事業実施主体：民間団体等

2. 米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大

水田等を最大限有効に活用し、食料自給力・自給率の向上に結びつく米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大を支援します。

水田等有効活用促進交付金 40,419(0) 百万円
(水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む)
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

3. 多収性稻種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稻種子の安定供給を図る取組を支援します。

多収性稻種子の安定供給支援事業 58(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

加工適性に優れた多収品種の選定、製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明、米粉パンの広域流通に向けた品質劣化防止技術の開発等米粉利用を加速化する基盤技術の開発を行います。

〔 低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
（米粉利用を加速化する基盤技術の開発） 67（14）百万円
事業実施主体：民間団体等 〕

[担当課：総合食料局食糧部計画課 （03-3502-8090（直））]

米粉・飼料用米等の定着拡大について

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3~5年を想定)

生産者

農業者
生産法人

集荷・流通事業者

競合品(小麦、とうもろこし)と競争しうる価格で供給

加工事業者

米粉製造事業者
飼料製造事業者
畜産物生産者
食肉加工事業者

販売事業者

食品小売事業者
外食産業事業者

支援措置

生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

【交付要件】

- ① 実需者との播種前契約等があること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 每年 5.5万円／10a

(うち0.5万円／10aはコスト削減等の取組に対する加算)

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稻種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稻種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稻種子の安定供給支援事業58百万円)

生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

【施設整備等の支援(補助率: 定額(1/2))】

- ① 農業生産機械の導入
- ② 加工施設の整備
- ③ 乾燥調整・集出荷貯蔵施設の整備 等

【製品市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率: 定額(1/2))】

米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等
基盤技術の開発を実施

(3) 飼料自給率向上対策

【国産飼料生産拡大・利用促進対策 27,248(28,305)百万円】

【配合飼料価格の安定対策 5,000(6,000※)百万円】

(※20年度1次補正 8,500百万円)

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

また、配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度の異常補てんの財源を積み増します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稻などを発酵させたもの）、稻わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりやん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大宗が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 粗飼料の生産拡大

別紙1

(1) 飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

また、水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等へ支援します。

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 6,446(5,446)百万円】

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

【畜産担い手育成総合整備事業(公共) 9,271(11,058)百万円】

(2) 国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稻発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに、国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援します。

【国産粗飼料増産対策事業 2,346(1,822)百万円】

2. エコフィードの生産拡大と利用の促進

別紙2

- (1) 地域の畜産生産者等が共同で使用する TMRセンター等において、地域で発生する食品残さ（豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等）の収集や粗飼料（とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等）の生産により、自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援します。

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 250（0）百万円】

- (2) 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

【エコフィード緊急増産対策事業 663（792）百万円】

- (3) エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

【エコフィード対策推進事業 9（27）百万円】

3. 配合飼料価格の安定対策

「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定対策事業 5,000（6,000）百万円

（配合飼料メーカー積立分と合わせて100億円）

[20年度1次補正 8,500百万円]

補助率：定額

事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））
" 畜産企画課（03-3502-0874（直））〕

粗飼料の生産拡大

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数】
【その他 26,327(27,486)百万円】

事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稻などを発酵させたもの）、稻わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりやん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

粗飼料は、牛や羊等の反芻（はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に戻して噛むこと）動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

(1) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 6,446(5,446)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- ① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備
- ② TMR（完全混合飼料）を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備
- ③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
- ④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稻わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備
- ⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備
- ⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数
補助率：定額（1/2、1/3等）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

(3) 国産粗飼料の広域流通体制の確立

国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援します。

〔国産粗飼料増産対策事業 2,346(1,822)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

(4) 水田における粗飼料増産の推進

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

〔耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会〕

(5) 飼料基盤整備の促進

飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策（担い手支援、再編整備、水田地帯等担い手育成）を行うとともに、新たに、中山間等地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援します。

〔畜産担い手育成総合整備事業(公共) 9,271(11,058)百万円
補助率：2/3、55/100、1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人〕

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5993(直))
〃 畜産企画課 (03-3502-0874(直))〕

エコフィードの生産拡大と利用の促進

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業
250（0）百万円】
【エコフィード緊急増産対策事業 663（792）百万円】
【エコフィード対策推進事業 9（27）百万円】

――事業のポイント――

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等における食品残さの利用及び食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィード生産拡大を推進します。また、エコフィードに関する技術情報等の普及に努めるとともに、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度の検討を実施します。

（エコフィードとは）

- ・ 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- ・ エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、広域的で効率的な収集・加工・供給を可能とする体制や、一定の品質のものを安定的に定量供給する体制を構築することが必要です。
- ・ さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

――政策目標――

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1 TMRセンター等を活用した地域内食品残さ等の有効活用

（1）地域未利用資源の利用拡大

地域の生産者集団等がTMR等の活用により、食品残さ等の飼料原料の収集量（利用量）の拡大に取り組む場合に必要となる立ち上がり経費の一部を助成します。

(2) 共同による自給飼料の生産・調製の拡大

共同で自給飼料を生産拡大し、TMR等の原料として使用する場合、飼料生産・調製の拡大に要する経費の一部を助成します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業 250(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの連携によるエコフィード生産拡大

短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 663(792) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. エコフィードの推進

① ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びITを活用した地域情報システムを構築します。

② エコフィード認証制度

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業体の認証の普及・定着を図るとともに、エコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

エコフィード対策推進事業 9(27) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3591-6745 (直))]

(4) 国産野菜・果実等の利用拡大対策

【国産野菜・果実等利用拡大対策 6, 265(200) 百万円】

対策のポイント

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組を支援します。また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援します。

水産加工原材料として十分に利用されていない国産魚を水産加工業者が有効活用する取組を支援します。

国産農産物等の供給力を強化するため、流通業者や食品製造業者等の実需者と連携を図る産地を、機動的な基盤整備によって支援します。

(中間事業者とは)

中間事業者とは、自ら国産農産物等を購入し、食品製造業者等が求める形態・荷姿等で安定的に供給する機能を有する者のことです。

(水産加工業者の原材料調達事情)

我が国の水産加工業者は、これまで安定的な調達ができた輸入加工原料魚への依存度を高めてきたが、近年、資源状態の悪化や世界的な水産物需要の増大により、加工原料魚の輸入価格が上昇したり、必要量が確保できない「買い負け現象」が生じており、国産加工原料魚の確保が大きな課題となっています。

(機動的な基盤整備とは)

過去に基盤整備が行われた地区を対象として、既存の生産基盤に対する追加的・補完的な整備（農業用排水施設、区画整理、農道、土層改良、暗渠排水等）を実施します。

政策目標

- 加工・業務用需要における国産原材料シェアの向上
- 実需者との連携強化を図る産地の基盤整備の推進

<内容>

1. 国産原材料の新たな供給連鎖（サプライチェーン）の構築

別紙

国産原材料の安定供給に向けた産地と食品製造業者等をつなぐ中間事業者の育成・確保や加工・業務用向けの計画生産の促進等、生産・流通体制の再構築を目指す取組を一体的に支援します。また、食品製造業者等が、輸入から国産に原材料を転換する場合など、国産原材料の安定調達を図る上で必要となる取組を支援します。

このほか、中間事業者を介した野菜の契約取引における取引リスクやコスト要因の分析、消費者ニーズに対応した新たな果実加工品の開発等を支援します。

【国産原材料供給力強化対策 5, 564(0) 百万円】

【青果物契約取引等推進事業 助成枠 1, 500百万円（既存基金活用）】

2. 国産魚の加工原材料利用の推進

水産加工業者が、これまで十分に利用されていなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組を支援します。

〔 水産加工原料確保緊急対策事業 102(0) 百万円
補助率：定額、1/2 以内
事業実施主体：民間団体 〕

3. 基盤整備によって実需者との連携強化を図る産地の支援

実需者のニーズに対応するために必要な、既存の生産基盤に対する追加・補完的な基盤整備や機械・施設等の整備を支援します。また、基盤整備によって実需者と連携する潜在能力を持った産地に関する調査等を行います。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（産地振興追加補完整備） 300(0) 百万円】
【戦略的産地振興支援事業 300(200) 百万円】

〔 担当課：生産局生産流通振興課 (03-6744-2113 (直))
総合食料局食品産業企画課 (03-6744-2064 (直))
水産庁加工流通課 (03-3502-8427 (直))
農村振興局水資源課 (03-3502-6246 (直)) 〕

国産原材料の新たな供給連鎖(サプライチェーン)の構築

【国産原材料供給力強化対策 5,564(0)百万円】

整備費	4,538(0)百万円
推進費	1,026(0)百万円

— 対策のポイント —

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖(サプライチェーン)構築のための取組を支援します。また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援します。

<内容>

1. 中間事業者の育成・確保

中間事業者の育成・確保に向け、NPO法人や民間団体が実施する人材育成研修や加工・業務用取引基準、用途別規格や安全性確保に向けたガイドラインの作成等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 生産・流通体制の再構築

(1) 供給連鎖(サプライチェーン)構築のための取組支援

中間事業者を核とする生産者、食品製造業者等の安定的な取引関係に基づく、需要に対応した国産原材料の安定供給体制を構築するための取組や、関係者が連携して行う加工・業務用原材料の国産品への転換、特色ある商品の開発・販売促進活動等の付加価値創出に向けた取組等を支援します。また、これらの取組に必要となる機械の導入、施設の整備等を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：生産者団体、農業生産法人、民間事業者等

(2) 食品製造業者等の国産原材料調達の円滑化

食品製造業者等が、国産原材料の安定調達を図るため農家等に対して生産面・経営面でサポートする取組や、農家等と連携し輸入から国産に原材料を転換する場合に新たに必要となる加工処理施設等の整備を支援します。

補助率：1／2、1／3以内
事業実施主体：民間事業者等

3. 関連措置

中間事業者を介した野菜の契約取引における取引リスクやコスト要因の分析、消費者ニーズに対応した新たな果実加工品の開発等を支援します。

【青果物契約取引等推進事業 助成枠 1,500百万円(既存資金活用)】

担当課：生産局生産流通振興課 (03-6744-2113(直))
総合食料局食品産業企画課 (03-6744-2064(直))

国産原材料供給力強化対策 ー加工・業務用需要への対応ー

21年度概算額
5,564百万円(新規)

- ①安定供給に向けた中間事業者の育成・強化
- ②定時・定量・定品質・定価格(「4定」と多様なニーズ
- ③安全・安心の確保
- ④一次加工の高度化、近代化

- ⑤生産・流通体制の高度化
- ⑥産地・生産者側の意識改革と産地体制の整備
- ⑦高付加価値化商品、商材の開発
- ⑧食品製造業者等の国産原材料の受容能力拡大

課題

【ソフト】 加工業務用品種の適応性試験、
 齊一性生産技術、GAP、
 トレーサビリティシステムの導入 等
 【ハード】 低コスト多機能選果ライン整備、
 省力化機械体系の導入 等

【ソフト】 産地指導者の派遣、
 加工・業務用取引基準の作成、
 新品種の加工適性試験 等
 【ハード】 コールドチェーン対応流通施設の整備 等

【ソフト】 新商品の開発 等
 【ハード】 衛生的な加工施設の整備 等

支援

支援

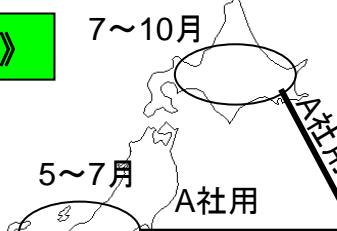
支援

《産地・生産者》

<産地間連携による
通年安定供給>

11~4月

A社用



産地の選定と育成、
 産地間連携のアレンジ

<複数産地から各種の規格に対応する原材料供給>



中間事業者を核とした新たな原材料供給の連鎖

企画の提案

市場

不足時は
市場から購入

中間事業者

- ・規格ごとに在庫・出荷管理し数量確保
- ・高度な一次加工
- ・フルライン温度帯での物流
- ・トレーサビリティの確保

契約(通年供給)
【出荷】

契約(適正規格)
【出荷】

【出荷】

契約(超新鮮)
【出荷】

A社

(ニーズ)
通年供給

B社

生鮮品より
小さい規格と
大きい規格

C社

完全コールド
チェーン

季節・天候などの影響による供給量変動に対し、
緩衝機能を発揮

(5) 耕作放棄地解消対策

【耕作放棄地解消対策 92, 553(73, 193) 百万円ほか】

対策のポイント

耕作放棄地を早急に解消するため、再生・利用に向けた地域の活動や農業生産基盤の整備等を支援します。

(耕作放棄地対策の重要性)

最も基礎的な生産基盤である農地の面積が、転用・かい廃等により減少する傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務となっています。

政策目標

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

<内容>

1. 耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援 別紙

貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組（障害物除去・深耕・整地等、土壤改良、営農定着）やこれに付帯する用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

【耕作放棄地等再生利用緊急対策 23, 000(0) 百万円】

2. 農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消の支援

農地、農業用排水施設、農道等の生産基盤について、耕地と耕作放棄地との一体的な整備や小規模で分散した個々の耕作放棄地の整備、中山間地域における優良農地保全のための土地利用調整（計画的な区分・利用）と一体的に行う基盤整備等を支援します。

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（公共） 1, 100(1, 000) 百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 34, 915(30, 546) 百万円の内数】

【農地環境整備事業（公共） 1, 245(1, 193) 百万円】

<関連施策との連携>

水田等の有効活用による食料供給力向上対策、飼料自給率向上対策、食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進等の関連施策と連携し、耕作放棄地の再生・利用を促進します。

[担当課：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442 (直))]

耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援

【23,000(0) 百万円】

対策のポイント

耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組や必要な施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

<内容>

1. 耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、周辺農業者その他受け手となり得る者の態様は地域によって様々であり、その再生利用を図るために市町村や関係団体の発意・創意工夫に基づく地域の実情に即したきめ細かな取組が重要です。

このため、地域の実情に精通した多様な主体による耕作放棄地再生利用のための以下の活動を支援します。

- ① 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動）
 - ・障害物除去、深耕、整地等に対する支援
荒廃の程度に応じ3万円/10a又は5万円/10a（取組初年度のみ）
 - ・土壤改良に対する支援
2. 5万円/10a（最大2年間）
 - ・営農定着に対する支援（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）
2. 5万円/10a（1年間）
- ② 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等）
- ③ 調査・調整支援（農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等）
- ④ 指導支援（①～③に取り組む主体に対する指導・助言等）

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 20,650(0) 百万円
補助率：定額、1／2等
事業実施主体：①～③ 地域耕作放棄地対策協議会
④ 都道府県耕作放棄地対策協議会

2. 農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

水田裏作、生産調整の拡大等の営農体系の変更により生じる用排水管理上の課題等に対し、迅速かつきめ細かに対応するための農地・農業水利施設等の簡易な整備(200万円未満/箇所)を支援します。

農地有効利用支援補完整備事業 2,350(0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：市町村、土地改良区等

担当課：農村振興局整備部水資源課 (03-6744-1363 (直))
農地資源課 (03-6744-2442 (直))

耕作放棄地対策のあらまし

耕作放棄地解消対策

耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援

1. 耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

- ①再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動)
- ・障害物除去、深耕、整地等
荒廃の程度に応じ3又は5万円/10a（取組初年度のみ）
 - ・土壤改良
2. 5万円/10a（最大2年間）
 - ・営農定着(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)
2. 5万円/10a（1年間）
- ②施設等補完整備
- ・用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等
- ③調査・調整支援
- ・農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等
- ④指導支援
- ・①～③に取り組む主体に対する指導・助言等
- 【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(新規) 20,650 (0) 百万円】

2. 農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

水田裏作、生産調整の拡大等の営農体系の変更により生じる用排水管理上の課題等に対し、迅速かつきめ細かに対応するための農地・農業水利施設等の簡易な整備(200万円未満/箇所)を支援

【農地有効利用支援補完整備事業(新規) 2,350 (0) 百万円】

農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消の支援

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(拡充) 1,100 (1,000) 百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充) 34,915 (30,546) 百万円の内数】
【農地環境整備事業(拡充) 1,245 (1,193) 百万円】

主要な関連施策

食料供給力向上対策

新規転作田、調整水田、耕作放棄地等における大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の需要に応じた生産拡大を支援

【水田等有効活用促進交付金(新規) 40,419 (0) 百万円の内数】
【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 3,000 (0) 百万円の内数】

飼料自給率向上対策

耕作放棄地等を放牧利用する取組を支援

【強い農業づくり交付金 24,416 (24,914) 百万円の内数】
中山間等地域において、耕作放棄地等の活用を新たに要件とし、その補助率を別途設定

【草地畜産基盤整備事業 12,131 (14,390) 百万円の内数】

農地の確保・有効利用の促進

農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、担い手等への利用集積その他農地利用調整の取組を支援

【担い手アクションサポート事業(拡充) 3,006 (2,250) 百万円の内数】
【農地確保・利用支援事業(新規) 7,079 (0) 百万円の内数】

耕作放棄地の発生防止

農業生産活動の維持を通じた耕作放棄地の発生防止に資する中山間地域等直接支払交付金の交付、農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

【中山間地域等直接支払交付金 23,446 (22,146) 百万円】
【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金 23,106 (25,588) 百万円】



(6) 食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信

【自給率向上等情報発信対策 4,473(4,476)百万円】

対策のポイント

食料自給率の向上、食品廃棄物の発生抑制等に対する関心が深まるよう、消費者のニーズに即しつつ、戦略的な情報発信を行います。

(現状)

- ・ 中国等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大やバイオ燃料作物の需要拡大等により国際穀物価格が大幅に上昇しています。
- ・ 我が国の食料自給率（カロリーベース）は、主要な先進国の中で最低水準（オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%（以上平成15年）、日本40%（平成19年度））となっています。
- ・ 世論調査では、現在の我が国の食料自給率の水準について、約8割の人が「低い」と回答し、約9割の人が「高めるべき」と回答。また、我が国の将来の食料供給について、約9割の人が「不安がある」と回答（平成20年11月内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」）。
- ・ 食品由来の廃棄物約1,900万トン（平成17年度）のうち、食べられるものの廃棄は500～900万トンと推計されています。

政策目標

食料自給率の向上

カロリーベース 40%（平成19年度） → 45%（平成27年度）
生産額ベース 66%（平成19年度） → 76%（平成27年度）

<内容>

1. 食料自給率に関する国民への情報発信等

(1) 食料自給率向上に向けた戦略的な情報発信

メディアミックス（多様なメディアを効果的に組み合わせた広報）の手法を活用すること等により食料問題に関する国民の理解と具体的行動の喚起を図り、国産食料品等の消費拡大等を通じた食料自給率向上のための国民運動の更なる推進を図ります。

〔食料自給率戦略広報推進事業 1,700(1,700)百万円
事業実施主体：民間団体等〕

(2) 国産食料品等の消費拡大

国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、多角的に食料自給率の向上を図ります。

〔国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 80(0)百万円
事業実施主体：民間団体等〕

(3) 食品産業における原産地表示の推進

消費者の選択を通じた食料自給率の向上に資するため、食品産業のうち原産地表示のためのガイドラインにより自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう、原産地表示アドバイザーの育成等を行い、「食」への信頼を確保します。

〔食品産業表示推進事業 16(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

(4) 食育の推進

「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を推進するとともに、食への関心や理解を促す「教育ファーム」を推進します。

【にっぽん食育推進事業 2,602(2,776) 百万円】
【食の安全・安心確保交付金 2,314(2,345) 百万円の内数】

2. 食品廃棄物の発生抑制に向けた情報発信

食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知、食品企業から食品・食材の寄付を受け福祉施設等に提供を行うフードバンク活動の実態把握と評価を通じ、食品ロスの縮減に向けた取組を推進します。

【食品廃棄物発生抑制推進事業 48(0) 百万円】
【フードバンク活動実態調査事業 27(0) 百万円】

〔担当課：大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2395 (直))
総合食料局食品産業企画課 (03-6744-2066 (直))
食品産業振興課 (03-3502-8267 (直))
消費・安全局消費者情報官 (03-3502-8504 (直))〕

食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信

国際的な食料需給と我が国の食料事情の現状

- ・中国等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大やバイオ燃料作物の需要拡大等により国際穀物価格が大幅に上昇。
- ・我が国の食料自給率(カロリーベース)は40%(平成19年度)で、主要な先進国の中で最低水準(オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%(以上平成15年)
- ・世論調査では、現在の我が国の食料自給率の水準について、約8割の人が「低い」と回答。
- ・食品由来の廃棄物約1,900万トン(平成17年度)のうち、食べられるものの廃棄は500～900万トンと推計。

国際的な食料事情が厳しさを増す中、国内農林水産業の供給力強化と食品ロスの改善のため、国民的な運動となるよう効果的な情報発信が必要

食料自給率に関する国民への情報発信

1. 食料自給率向上に向けた戦略的な情報発信

- メディアミックスの手法を活用すること等により食料問題に関する国民の理解と具体的行動の喚起を図り、国産食料品等の消費拡大等を通じた食料自給率向上のための国民運動の更なる推進

2. 国産食料品等の消費拡大

- 国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、多角的に食料自給率を向上



3. 食品産業における原産地表示の推進

- 食品産業のうち原産地表示のためのガイドラインにより自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう、アドバイザーの育成等を行い、「食」の信頼を確保

4. 食育の推進

- 「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を推進するとともに、食への関心や理解を促す「教育ファーム」を推進



食品廃棄物の発生抑制に向けた情報発信

- 食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知
- 食品企業から食品・食材の寄付を受け福祉施設等に提供を行うフードバンク活動の実態把握と評価



食品ロスの縮減に向けた取組を推進



※日本全国で約1,900万トンの食品由來の廃棄物が発生。このうち、食べられるものの廃棄は500～900万トンと推計

平成27年度の自給率目標達成に向け、施策の更なる推進

基本計画における27年度目標

金額ベース 76%
カロリーベース 45%